

京 都 府 水 防 計 画
新 旧 対 照 表

令 和 6 年 度
改 定 案

改定理由	頁	現 行	改 定 案
令和5年度から令和6年度へ年度の更新	表紙	<p style="text-align: center;">京 都 府 水 防 計 画</p> <p style="text-align: center;">令和<u>5</u>年度</p> <p style="text-align: center;">京 都 府</p>	<p style="text-align: center;">京 都 府 水 防 計 画</p> <p style="text-align: center;">令和<u>6</u>年度</p> <p style="text-align: center;">京 都 府</p>

改定理由	頁	現 行	改 定 案																				
「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例（令和5年9月改定）」との整合を図るため	4	<p style="text-align: center;">第 2 章 用語の定義</p> <p>1 用語の定義 主な水防用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) ～ (18) (略)</p> <p><u>(19) 氾濫する可能性のある水位</u> <u>洪水予報区間内で最も早く越水する可能性のある水位をいう。</u> <u>なお、個別対応区域は除いている。</u></p> <p><u>※ 個別対応区域とは、洪水予報区間内で、洪水予報を発表する基準水位に達していなくても、堤防が低いなどにより氾濫が発生し、かつ、その浸水範囲が限定的である区域をいう。</u></p> <p><u>(20) 重要水防箇所</u> 堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。</p> <p><u>(21) 洪水浸水想定区域（法第14条）</u> 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 用語の定義</p> <p>1 用語の定義 主な水防用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) ～ (18) (略)</p> <p>(19) 重要水防箇所 堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。</p> <p>(20) 洪水浸水想定区域（法第14条） 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。</p>																				
組織改正に伴う課名の変更	10	<p style="text-align: center;">第 4 章 水防組織と機構</p> <p>第 1 節 水防活動の組織</p> <p>1 災害警戒本部・災害警戒支部 (1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 2号配備 災害警戒本部の体制</p> <table border="1" data-bbox="394 1562 1581 1940"> <thead> <tr> <th>危機管理部</th> <th>健康福祉部</th> <th>農林水産部</th> <th>建設交通部</th> <th>警察本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10</td> <td>健康福祉 総務課 2</td> <td>農村振興課 1 森の保全推進課 1</td> <td>監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課 11 <u>水環境対策課 1</u></td> <td>警備第一課 3</td> </tr> </tbody> </table>	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉 総務課 2	農村振興課 1 森の保全推進課 1	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課 11 <u>水環境対策課 1</u>	警備第一課 3	<p style="text-align: center;">第 4 章 水防組織と機構</p> <p>第 1 節 水防活動の組織</p> <p>1 災害警戒本部・災害警戒支部 (1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 2号配備 災害警戒本部の体制</p> <table border="1" data-bbox="1670 1562 2858 1940"> <thead> <tr> <th>危機管理部</th> <th>健康福祉部</th> <th>農林水産部</th> <th>建設交通部</th> <th>警察本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10</td> <td>健康福祉 総務課 2</td> <td>農村振興課 1 森の保全推進課 1</td> <td>監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課 11 <u>下水道政策課 1</u></td> <td>警備第一課 3</td> </tr> </tbody> </table>	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉 総務課 2	農村振興課 1 森の保全推進課 1	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課 11 <u>下水道政策課 1</u>	警備第一課 3
危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部																			
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉 総務課 2	農村振興課 1 森の保全推進課 1	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課 11 <u>水環境対策課 1</u>	警備第一課 3																			
危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部																			
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉 総務課 2	農村振興課 1 森の保全推進課 1	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課 11 <u>下水道政策課 1</u>	警備第一課 3																			

改定理由	頁	現 行	改 定 案
組織改正に伴う課名の変更	12	<p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>2 災害対策本部・災害対策支部 (略)</p> <p>3 災害対策本部建設交通部の組織</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>災害対策本部長 — 建設交通部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px 10px;"> <p>部 長 建 設 交 通 部 長</p> <p>副部長 港 湾 局 長</p> <p>〃 建 設 交 通 部 副 部 長</p> <p>〃 建 設 交 通 部 技 監</p> <p>公営企業管理監兼副部長</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> — 監 理 班 — 指 導 検 査 班 — 用 地 班 — 道 路 班 — 交 通 政 策 班 — 河 川 ・ 砂 防 班 — 都 市 計 画 班 — 建 築 指 導 班 — 住 宅 班 — 営 繕 班 — <u>公 営 企 画 班</u> — <u>建 設 整 備 班</u> — <u>水 環 境 対 策 班</u> — 港 湾 班 </div>	<p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>2 災害対策本部・災害対策支部 (略)</p> <p>3 災害対策本部建設交通部の組織</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>災害対策本部長 — 建設交通部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px 10px;"> <p>部 長 建 設 交 通 部 長</p> <p>副部長 港 湾 局 長</p> <p>〃 建 設 交 通 部 副 部 長</p> <p>〃 建 設 交 通 部 技 監</p> <p>公営企業管理監兼副部長</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> — 監 理 班 — 指 導 検 査 班 — 用 地 班 — 道 路 班 — 交 通 政 策 班 — 河 川 ・ 砂 防 班 — 都 市 計 画 班 — 建 築 指 導 班 — 住 宅 班 — 営 繕 班 — <u>公 営 企 業 経 営 班</u> — <u>水 道 政 策 班</u> — <u>下 水 道 政 策 班</u> — 港 湾 班 </div>

改定理由	頁	現 行	改 定 案																																																
組織改編に伴う班名の変更	14	<p>4 建設交通部各班の事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 191 596 237">班 名</th> <th data-bbox="596 191 1552 237">事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 237 596 317">監 理 班</td> <td data-bbox="596 237 1552 317">1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 317 596 363">指 導 検 査 班</td> <td data-bbox="596 317 1552 363">1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 363 596 443">用 地 班</td> <td data-bbox="596 363 1552 443">1 用地事務の指導に関する事。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 443 596 852">道 路 班</td> <td data-bbox="596 443 1552 852">1 道路、橋梁等の整備点検に関する事。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関する事。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 5 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事。 6 道路除雪対策に関する事。 7 交通班との連絡に関する事。 8 都市施設のうち道路の被害調査に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 852 596 898">交 通 政 策 班</td> <td data-bbox="596 852 1552 898">1 公共交通関係機関との連絡調整に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 898 596 1465">河川・砂防班</td> <td data-bbox="596 898 1552 1465">1 水防に関する事。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事。 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事。 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関する事。 10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 11 排水ポンプ車に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1465 596 1545">都 市 計 画 班</td> <td data-bbox="596 1465 1552 1545">1 都市計画事務の指導に関する事。 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1545 596 1713">建 築 指 導 班</td> <td data-bbox="596 1545 1552 1713">1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事。 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3 被災宅地危険度判定に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1713 596 1759">営 繕 班</td> <td data-bbox="596 1713 1552 1759">1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1759 596 1839"><u>公 営 企 画 班</u></td> <td data-bbox="596 1759 1552 1839">1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 飲料用水等の供給に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1839 596 1919"><u>建 設 整 備 班</u></td> <td data-bbox="596 1839 1552 1919">1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	事 務 分 掌	監 理 班	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事。	指 導 検 査 班	1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事。	用 地 班	1 用地事務の指導に関する事。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事。	道 路 班	1 道路、橋梁等の整備点検に関する事。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関する事。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 5 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事。 6 道路除雪対策に関する事。 7 交通班との連絡に関する事。 8 都市施設のうち道路の被害調査に関する事。	交 通 政 策 班	1 公共交通関係機関との連絡調整に関する事。	河川・砂防班	1 水防に関する事。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事。 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事。 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関する事。 10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 11 排水ポンプ車に関する事。	都 市 計 画 班	1 都市計画事務の指導に関する事。 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事。	建 築 指 導 班	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事。 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3 被災宅地危険度判定に関する事。	営 繕 班	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事。	<u>公 営 企 画 班</u>	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 飲料用水等の供給に関する事。	<u>建 設 整 備 班</u>	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。	<p>4 建設交通部各班の事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1656 191 1872 237">班 名</th> <th data-bbox="1872 191 2828 237">事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1656 237 1872 317">監 理 班</td> <td data-bbox="1872 237 2828 317">1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 317 1872 363">指 導 検 査 班</td> <td data-bbox="1872 317 2828 363">1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 363 1872 443">用 地 班</td> <td data-bbox="1872 363 2828 443">1 用地事務の指導に関する事。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 443 1872 852">道 路 班</td> <td data-bbox="1872 443 2828 852">1 道路、橋梁等の整備点検に関する事。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関する事。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 5 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事。 6 道路除雪対策に関する事。 7 交通班との連絡に関する事。 8 都市施設のうち道路の被害調査に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 852 1872 898">交 通 政 策 班</td> <td data-bbox="1872 852 2828 898">1 公共交通関係機関との連絡調整に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 898 1872 1465">河川・砂防班</td> <td data-bbox="1872 898 2828 1465">1 水防に関する事。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事。 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事。 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関する事。 10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 11 排水ポンプ車に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 1465 1872 1545">都 市 計 画 班</td> <td data-bbox="1872 1465 2828 1545">1 都市計画事務の指導に関する事。 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 1545 1872 1713">建 築 指 導 班</td> <td data-bbox="1872 1545 2828 1713">1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事。 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3 被災宅地危険度判定に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 1713 1872 1759">営 繕 班</td> <td data-bbox="1872 1713 2828 1759">1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 1759 1872 1839"><u>公 営 企 業 経 営 班</u></td> <td data-bbox="1872 1759 2828 1839">1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 飲料用水等の供給に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 1839 1872 1919"><u>水 道 政 策 班</u></td> <td data-bbox="1872 1839 2828 1919">1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	事 務 分 掌	監 理 班	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事。	指 導 検 査 班	1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事。	用 地 班	1 用地事務の指導に関する事。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事。	道 路 班	1 道路、橋梁等の整備点検に関する事。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関する事。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 5 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事。 6 道路除雪対策に関する事。 7 交通班との連絡に関する事。 8 都市施設のうち道路の被害調査に関する事。	交 通 政 策 班	1 公共交通関係機関との連絡調整に関する事。	河川・砂防班	1 水防に関する事。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事。 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事。 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関する事。 10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 11 排水ポンプ車に関する事。	都 市 計 画 班	1 都市計画事務の指導に関する事。 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事。	建 築 指 導 班	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事。 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3 被災宅地危険度判定に関する事。	営 繕 班	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事。	<u>公 営 企 業 経 営 班</u>	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 飲料用水等の供給に関する事。	<u>水 道 政 策 班</u>	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
		班 名	事 務 分 掌																																																
		監 理 班	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事。																																																
		指 導 検 査 班	1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事。																																																
		用 地 班	1 用地事務の指導に関する事。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事。																																																
		道 路 班	1 道路、橋梁等の整備点検に関する事。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関する事。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 5 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事。 6 道路除雪対策に関する事。 7 交通班との連絡に関する事。 8 都市施設のうち道路の被害調査に関する事。																																																
		交 通 政 策 班	1 公共交通関係機関との連絡調整に関する事。																																																
		河川・砂防班	1 水防に関する事。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事。 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事。 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関する事。 10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 11 排水ポンプ車に関する事。																																																
		都 市 計 画 班	1 都市計画事務の指導に関する事。 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事。																																																
		建 築 指 導 班	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事。 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3 被災宅地危険度判定に関する事。																																																
営 繕 班	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事。																																																		
<u>公 営 企 画 班</u>	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 飲料用水等の供給に関する事。																																																		
<u>建 設 整 備 班</u>	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。																																																		
班 名	事 務 分 掌																																																		
監 理 班	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事。																																																		
指 導 検 査 班	1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事。																																																		
用 地 班	1 用地事務の指導に関する事。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事。																																																		
道 路 班	1 道路、橋梁等の整備点検に関する事。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関する事。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 5 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事。 6 道路除雪対策に関する事。 7 交通班との連絡に関する事。 8 都市施設のうち道路の被害調査に関する事。																																																		
交 通 政 策 班	1 公共交通関係機関との連絡調整に関する事。																																																		
河川・砂防班	1 水防に関する事。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事。 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事。 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関する事。 10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 11 排水ポンプ車に関する事。																																																		
都 市 計 画 班	1 都市計画事務の指導に関する事。 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事。																																																		
建 築 指 導 班	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事。 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3 被災宅地危険度判定に関する事。																																																		
営 繕 班	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事。																																																		
<u>公 営 企 業 経 営 班</u>	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 飲料用水等の供給に関する事。																																																		
<u>水 道 政 策 班</u>	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。																																																		

改定理由	頁																																																																																																																		
組織改編に伴う班名の変更	14	<table border="1"> <tr> <td><u>水環境対策班</u></td> <td>1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関すること。 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関すること。</td> </tr> <tr> <td>港湾班</td> <td>1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関すること。 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</td> </tr> </table>	<u>水環境対策班</u>	1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関すること。 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関すること。	港湾班	1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関すること。 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。	<table border="1"> <tr> <td><u>下水道政策班</u></td> <td>1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関すること。 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関すること。</td> </tr> <tr> <td>港湾班</td> <td>1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関すること。 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</td> </tr> </table>	<u>下水道政策班</u>	1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関すること。 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関すること。	港湾班	1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関すること。 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。																																																																																																								
	<u>水環境対策班</u>	1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関すること。 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関すること。																																																																																																																	
港湾班	1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関すること。 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。																																																																																																																		
<u>下水道政策班</u>	1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関すること。 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関すること。																																																																																																																		
港湾班	1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関すること。 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。																																																																																																																		
「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例（令和5年9月改定）」との整合を図るため	40	<p>5 地方災害対策支部（水防担当地方機関）の事務 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 予報及び警報等</p> <p>第 1 節 大雨・洪水に関する予警報等 1～3 （略）</p> <p>4 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報 洪水予報基準点（京都府関連）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>基準点</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th><u>氾濫する可能性のある水位</u></th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">淀川</td> <td>宇治川</td> <td>槇尾山</td> <td>3.00</td> <td>3.50</td> <td>3.60</td> <td><u>4.20</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>淀川</td> <td>枚方</td> <td>4.50</td> <td>5.40</td> <td>5.50</td> <td><u>8.10</u></td> <td>6.36</td> </tr> <tr> <td>桂川下流</td> <td>桂</td> <td>3.80</td> <td>3.90</td> <td>4.00</td> <td><u>4.40</u></td> <td>5.06</td> </tr> <tr> <td>木津川下流</td> <td>加茂</td> <td>4.50</td> <td>5.90</td> <td>6.00</td> <td><u>6.80</u></td> <td>9.01</td> </tr> <tr> <td>木津川上流</td> <td>岩倉</td> <td>6.00</td> <td>6.70</td> <td>7.70</td> <td><u>9.04</u></td> <td>10.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">由良川</td> <td>由良川</td> <td>綾部</td> <td>3.50</td> <td>5.00</td> <td>6.00</td> <td><u>7.81</u></td> <td>8.12</td> </tr> <tr> <td>由良川・土師川</td> <td>福知山</td> <td>4.00</td> <td>5.00</td> <td>5.90</td> <td><u>8.20</u></td> <td>7.74</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～8 （略）</p> <p>第 2 節 地震及び津波に関する予警報等 1 （略）</p> <p>2 地震情報及び津波警報等 地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震情報及び津波警報等」は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される。 (1) 地震情報及び津波警報等の種類と内容 地震情報及び津波警報等の種類と内容は次のとおりである。</p>	水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	<u>氾濫する可能性のある水位</u>	計画高水位	淀川	宇治川	槇尾山	3.00	3.50	3.60	<u>4.20</u>	—	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50	<u>8.10</u>	6.36	桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	<u>4.40</u>	5.06	木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00	<u>6.80</u>	9.01	木津川上流	岩倉	6.00	6.70	7.70	<u>9.04</u>	10.50	由良川	由良川	綾部	3.50	5.00	6.00	<u>7.81</u>	8.12	由良川・土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	<u>8.20</u>	7.74	<p>5 地方災害対策支部（水防担当地方機関）の事務 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 予報及び警報等</p> <p>第 1 節 大雨・洪水に関する予警報等 1～3 （略）</p> <p>4 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報 洪水予報基準点（京都府関連）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>基準点</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th></th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">淀川</td> <td>宇治川</td> <td>槇尾山</td> <td>3.00</td> <td>3.50</td> <td>3.60</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(削除)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>淀川</td> <td>枚方</td> <td>4.50</td> <td>5.40</td> <td>5.50</td> <td>6.36</td> </tr> <tr> <td>桂川下流</td> <td>桂</td> <td>3.80</td> <td>3.90</td> <td>4.00</td> <td>5.06</td> </tr> <tr> <td>木津川下流</td> <td>加茂</td> <td>4.50</td> <td>5.90</td> <td>6.00</td> <td>9.01</td> </tr> <tr> <td>木津川上流</td> <td>岩倉</td> <td>6.00</td> <td>6.70</td> <td>7.70</td> <td>10.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">由良川</td> <td>由良川</td> <td>綾部</td> <td>3.50</td> <td>5.00</td> <td>6.00</td> <td>8.12</td> </tr> <tr> <td>由良川・土師川</td> <td>福知山</td> <td>4.00</td> <td>5.00</td> <td>5.90</td> <td>7.74</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～8 （略）</p> <p>第 2 節 地震及び津波に関する予警報等 1 （略）</p> <p>2 地震情報及び津波警報等 地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震情報及び津波警報等」は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される。 (1) 地震情報及び津波警報等の種類と内容 地震情報及び津波警報等の種類と内容は次のとおりである。</p>	水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位		計画高水位	淀川	宇治川	槇尾山	3.00	3.50	3.60	(削除)	—	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50	6.36	桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	5.06	木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00	9.01	木津川上流	岩倉	6.00	6.70	7.70	10.50	由良川	由良川	綾部	3.50	5.00	6.00	8.12	由良川・土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	7.74
水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	<u>氾濫する可能性のある水位</u>	計画高水位																																																																																																												
淀川	宇治川	槇尾山	3.00	3.50	3.60	<u>4.20</u>	—																																																																																																												
	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50	<u>8.10</u>	6.36																																																																																																												
	桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	<u>4.40</u>	5.06																																																																																																												
	木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00	<u>6.80</u>	9.01																																																																																																												
	木津川上流	岩倉	6.00	6.70	7.70	<u>9.04</u>	10.50																																																																																																												
由良川	由良川	綾部	3.50	5.00	6.00	<u>7.81</u>	8.12																																																																																																												
	由良川・土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	<u>8.20</u>	7.74																																																																																																												
水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位		計画高水位																																																																																																												
淀川	宇治川	槇尾山	3.00	3.50	3.60	(削除)	—																																																																																																												
	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50		6.36																																																																																																												
	桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00		5.06																																																																																																												
	木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00		9.01																																																																																																												
	木津川上流	岩倉	6.00	6.70	7.70		10.50																																																																																																												
由良川	由良川	綾部	3.50	5.00	6.00	8.12																																																																																																													
	由良川・土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	7.74																																																																																																													

改定理由	頁	地震情報の種類	発表基準	内 容	地震情報の種類	発表基準	内 容
「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例（令和5年9月改定）」との整合を図るため	53	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（注1）（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（注1）（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
		震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
		<u>震源・震度に関する情報</u> <u>注1</u> <u>(注)</u>	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表。	<u>震源・震度情報</u>	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 <u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した</u> 地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村 <u>・地点名</u> を発表。
		<u>各地の震度に関する情報</u> <u>注1</u> <u>(注)</u>	・震度1以上	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u>	(削除)		
		長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
		推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
		遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
		その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

改定理由	頁	現 行	改 定 案																								
<p>上記により記載不要となったため</p> <p>「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例（令和5年9月改定）」との整合を図るため</p>	53	<p><u>(注) 気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。</u></p> <table border="1" data-bbox="379 275 1522 768"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区（注2）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点（注3）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注1：京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」</u> 注2：京都府の津波予報区は「京都府」 注3：京都府内の地点は「舞鶴」</p> <p>(2) 情報の伝達基準 京都地方気象台からの地震情報及び津波警報等の伝達基準は、おおむね次による。 ア 津波に関する情報は「京都府」に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき。 イ 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。 ウ <u>震源・震度に関する情報</u>は、次のいずれかの地震を観測したとき。 (ア) 京都府内で震度3以上 (イ) 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上 (ウ) その他の府県で震度6弱以上 <u>エ 各地の震度に関する情報</u> <u>京都府内で震度1以上の地震を観測したとき。</u> <u>オ</u> 遠地地震の震源・震度に関する情報 外国で顕著な地震が発生したとき。 <u>カ</u> その他の情報 その他上記以外に防災上有効と認められるとき。</p> <p>(3) 情報の伝達 京都地方気象台が行う地震情報及び津波警報等の伝達方法は、次による。</p>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区（注2）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（注3）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	<p>(削除)</p> <table border="1" data-bbox="1656 275 2798 768"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区（注1）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点（注2）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除)</u> 注1：京都府の津波予報区は「京都府」 注2：京都府内の地点は「舞鶴」</p> <p>(2) 情報の伝達基準 京都地方気象台からの地震情報及び津波警報等の伝達基準は、おおむね次による。 ア 津波に関する情報は「京都府」に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき。 イ 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。 ウ <u>震源・震度情報</u>は、次のいずれかの地震を観測したとき。 (ア) 京都府内で震度1以上 (イ) 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上 (ウ) その他の府県で震度6弱以上</p> <p>(削除)</p> <p><u>エ</u> 遠地地震の震源・震度に関する情報 外国で顕著な地震が発生したとき。 <u>オ</u> その他の情報 その他上記以外に防災上有効と認められるとき。</p> <p>(3) 情報の伝達 京都地方気象台が行う地震情報及び津波警報等の伝達方法は、次による。</p>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区（注1）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（注2）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表
	情報の種類	発表内容																									
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区（注2）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表																										
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（注3）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																										
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表																										
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表																										
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																										
情報の種類	発表内容																										
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区（注1）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表																										
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（注2）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																										
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表																										
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表																										
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																										
54	<p>ウ <u>震源・震度に関する情報</u>は、次のいずれかの地震を観測したとき。 (ア) 京都府内で震度3以上 (イ) 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上 (ウ) その他の府県で震度6弱以上 <u>エ 各地の震度に関する情報</u> <u>京都府内で震度1以上の地震を観測したとき。</u> <u>オ</u> 遠地地震の震源・震度に関する情報 外国で顕著な地震が発生したとき。 <u>カ</u> その他の情報 その他上記以外に防災上有効と認められるとき。</p> <p>(3) 情報の伝達 京都地方気象台が行う地震情報及び津波警報等の伝達方法は、次による。</p>	<p>ウ <u>震源・震度情報</u>は、次のいずれかの地震を観測したとき。 (ア) 京都府内で震度1以上 (イ) 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上 (ウ) その他の府県で震度6弱以上</p> <p>(削除)</p> <p><u>エ</u> 遠地地震の震源・震度に関する情報 外国で顕著な地震が発生したとき。 <u>オ</u> その他の情報 その他上記以外に防災上有効と認められるとき。</p> <p>(3) 情報の伝達 京都地方気象台が行う地震情報及び津波警報等の伝達方法は、次による。</p>																									

改定理由	頁		
「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例（令和5年9月改定）」との整合を図るため	55	<p>ア 地震情報及び津波警報等は、気象庁地震火山部又は大阪管区气象台から発表される情報文に京都地方气象台が頭書きを付加して伝達する。ただし、遠地地震の震源・震度に関する情報及びその他の情報は「そのまま」伝達する。</p> <p>また「<u>各地の震度に関する情報</u>」については、京都府で震度1以上を観測した地点を伝達する。</p> <p>イ 地震情報及び津波警報等の伝達手段並びに伝達経路については、資料編（149頁）に定める。</p> <p>第3節 情報等の伝達 （略）</p> <p style="text-align: center;">第12章 水防活動</p> <p>第1節 水防体制 1～5 （略）</p>	<p>ア 地震情報及び津波警報等は、気象庁地震火山部又は大阪管区气象台から発表される情報文に京都地方气象台が頭書きを付加して伝達する。ただし、遠地地震の震源・震度に関する情報及びその他の情報は「そのまま」伝達する。</p> <p>また「<u>震源・震度情報</u>」については、京都府で震度1以上を観測した地点を伝達する。</p> <p>イ 地震情報及び津波警報等の伝達手段並びに伝達経路については、資料編（149頁）に定める。</p> <p>第3節 情報等の伝達 （略）</p> <p style="text-align: center;">第12章 水防活動</p> <p>第1節 水防体制 1～5 （略）</p>
正しい用語へ修正	67	<p>6 ため池、<u>用水頭首工</u>、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制</p> <p>(1) 平時の巡視</p> <p>ため池、<u>用水頭首工</u>、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な場所を発見したとき（若しくは、その操作を必要とするとき）は所轄の水防管理団体に連絡して必要な措置を求めなければならない。</p> <p>(2) 監視員は、平常から工作物の点検をし、出水時の操作に支障のないようにしなければならない。</p> <p>(3) 出水時の監視</p> <p>ため池、<u>用水頭首工</u>、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名をおき、水防作業を必要とするときは、直ちに水防管理者に連絡できるよう体制を整えておくこと。</p> <p>(4) 鉄道路線その他重要な公共施設の川上に当たるため池の管理者は、ため池を操作するとき、又は決壊のおそれがあるときは、最寄りの駅にその他重要な公共施設の管理者に急報しなければならない。</p> <p>7 （略）</p> <p>第2節 水防管理団体の出動 （略）</p> <p>第3節 出動、水防開始、堤防・ため池等の異常に関する報告 （略）</p> <p>第4節 決壊等の通知 （略）</p>	<p>6 ため池、<u>頭首工</u>、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制</p> <p>(1) 平時の巡視</p> <p>ため池、<u>頭首工</u>、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な場所を発見したとき（若しくは、その操作を必要とするとき）は所轄の水防管理団体に連絡して必要な措置を求めなければならない。</p> <p>(2) 監視員は、平常から工作物の点検をし、出水時の操作に支障のないようにしなければならない。</p> <p>(3) 出水時の監視</p> <p>ため池、<u>頭首工</u>、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名をおき、水防作業を必要とするときは、直ちに水防管理者に連絡できるよう体制を整えておくこと。</p> <p>(4) 鉄道路線その他重要な公共施設の川上に当たるため池の管理者は、ため池を操作するとき、又は決壊のおそれがあるときは、最寄りの駅にその他重要な公共施設の管理者に急報しなければならない。</p> <p>7 （略）</p> <p>第2節 水防管理団体の出動 （略）</p> <p>第3節 出動、水防開始、堤防・ため池等の異常に関する報告 （略）</p> <p>第4節 決壊等の通知 （略）</p>

改定理由	頁		
「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」 (令和5年11月10日)に伴う修正	70	<h2 style="text-align: center;">第 13 章 土砂災害対策</h2> <p>1 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達 市町村による土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援し、地域住民の防災に対する意識 を高め非常時には自主的な避難を促すため、平常時から市町村防災担当課等と連携して土砂災害 害に関連する情報、被害状況の収集伝達体制の強化を図る。 府の地域に土砂災害が発生したり、土砂災害の前兆現象の発見などの通報及び相談が府民か ら寄せられたときは、市町村防災担当課等と情報の伝達、共有を図る。</p> <p>2 土砂災害警戒箇所点検マップ <u>平成 11 年度から全国的に実施していた土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査の結果を取りまとめ、「土砂災害警戒箇所点検マップ」を更新し平成 15 年 5 月に公表した。</u> <u>平成 16 年 6 月からは、京都府ホームページからも情報発信しており、今後ともより一層の周知に努める。</u> <u>また、本マップにより市町村のハザードマップづくりを支援するとともに、府民に対しては身の周りにある「土砂災害に警戒を要する箇所」を知ってもらい土砂災害に関する知識を高め「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけてもらうよう啓発する。</u></p> <p>3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害の発生が予想される箇所について土砂災害警戒区域等を順次指定し、関係市町村と連携を図りながら総合的な土砂災害防止施策を推進する。 なお、土砂災害警戒区域等の関係図書は、砂防課及び関係土木事務所等で縦覧に供するとともに、インターネット（京都府ホームページ）に掲載する。 (資料) 土砂災害警戒区域等指定箇所 参考編 436 頁</p> <p>4 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムによる監視 (1) 目的 (略)</p>	<h2 style="text-align: center;">第 13 章 土砂災害対策</h2> <p>1 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達 市町村による土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援し、地域住民の防災に対する意識 を高め非常時には自主的な避難を促すため、平常時から市町村防災担当課等と連携して土砂災害 害に関連する情報、被害状況の収集伝達体制の強化を図る。 府の地域に土砂災害が発生したり、土砂災害の前兆現象の発見などの通報及び相談が府民か ら寄せられたときは、市町村防災担当課等と情報の伝達、共有を図る。</p> <p>(削除)</p> <p>2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害の発生が予想される箇所について土砂災害警戒区域等を順次指定し、関係市町村と連携を図りながら総合的な土砂災害防止施策を推進する。 なお、土砂災害警戒区域等の関係図書は、砂防課及び関係土木事務所等で縦覧に供するとともに、インターネット（京都府ホームページ）に掲載する。 (資料) 土砂災害警戒区域等指定箇所 参考編 436 頁</p> <p>3 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムによる監視 (1) 目的 (略)</p>
「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」 (令和 5 年 11 月 10 日)に伴う修正	71	<p>(2) 発表基準 土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。 ア 警戒基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、土砂災害発生危険基準線に達するときとする。また、その他必要が認められる場合には、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当）を発表する。 イ 警戒解除基準は、土砂災害発生危険基準線を下回り、かつ短時間で再び土砂災害発生危険基準線を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず土砂災害発生危険基準線を下回らない場合は、<u>土砂災害危険箇所</u>の点検結果等を鑑み、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(2) 発表基準 土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。 ア 警戒基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、土砂災害発生危険基準線に達するときとする。また、その他必要が認められる場合には、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当）を発表する。 イ 警戒解除基準は、土砂災害発生危険基準線を下回り、かつ短時間で再び土砂災害発生危険基準線を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず土砂災害発生危険基準線を下回らない場合は、<u>土砂災害警戒区域等</u>の点検結果等を鑑み、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

改定理由 頁 令和6年度道路通行規制基準へ差し替え

Table with 14 columns: 図面参照番号, 路線名, 担当, 規制区間, (H27修正)交通量, 規制基準値(mm), 気象等観測所, 危険内容, 迂回路, 道路情報, 前年度通行実績, 指定, 備考. Includes title '第14章 道路防災対策' and sub-sections for traffic regulations.

Table with 14 columns: 図面参照番号, 路線名, 担当, 規制区間, (H27修正)交通量, 規制基準値(mm), 気象等観測所, 危険内容, 迂回路, 道路情報, 前年度通行実績, 指定, 備考. Includes title '第14章 道路防災対策' and sub-sections for traffic regulations.

改定理由 頁
令和6年度道路通行規制基準へ差し替え
令和6年度道路通行規制基準へ差し替え

Table with columns: 道路種別, 主要地方道, 規制区間, 規制基準, 気象等観測所, 危険内容, 迂回路, 情報板, 前年度通行止実績, 指定, 備考. Includes a red header for '令和5年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準'.

Table with columns: 道路種別, 主要地方道, 規制区間, 規制基準, 気象等観測所, 危険内容, 迂回路, 情報板, 前年度通行止実績, 指定, 備考. Includes a red header for '令和5年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準'.

Table with columns: 道路種別, 主要地方道, 規制区間, 規制基準, 気象等観測所, 危険内容, 迂回路, 情報板, 前年度通行止実績, 指定, 備考. Includes a red header for '令和6年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準'.

Table with columns: 道路種別, 主要地方道, 規制区間, 規制基準, 気象等観測所, 危険内容, 迂回路, 情報板, 前年度通行止実績, 指定, 備考. Includes a red header for '令和6年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準'.

改定理由 頁

令和6年度道路通行規制基準へ差し替え

令和5年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

京都府(4/4)

図面 対照 番号	道路 種別	路線名	担当 事務所	規制区間		(H27㌦㌦)	規制基準				危険内容	迂回路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度 通行実績 回数	前年度 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
				自 市区 町村字	延長 (km)		規制基準値(mm)		気象等観測所									
							通行注意 時間雨量	通行止 時間雨量										
40	一般府道	(321号) 和東井手線	和歌山県和歌山市上井手 ～田村新田	3.0	544	60650	80	120	井手テレメーター(河)	落石 土砂崩落	なし	B-2	0	0	0.0	S45	交通観測点 59550 遮断装置 2箇所	
42	一般府道	(109号) 福知山山南線	福知山市美穂原 ～兵庫風櫃(穴薬峠)	3.0	1,715	60020	100	150	上豊塞テレメーター(河)	落石 土砂崩落	(国)429号	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	遮断装置 1箇所	
43	一般府道	(561号) 田井中田線	舞鶴市田井～柳尾 (大山峠)	8.0	1,313	61690	120	150	空山テレメーター(河)	落石 土砂崩落 落石欠壊	(府)舞鶴野原港高浜 (市)野原大山	B-2 C-2	0	0	0.0	S52	遮断装置 2箇所	
44	一般府道	(651号) 大宮岩滝線	与謝郡与謝野町大内 (大内峠)	2.7	797	62140	80	120	笠谷橋テレメーター(河)	落石 土砂崩落	(国)176号 (国)312号	B-2	0	0	0.0	S49	遮断装置 2箇所	
45	一般府道	(654号) 井辺平線	京丹後市弥栄町黒部 ～中山	3.0	544	62220	100	150	小田テレメーター(河)	落石 土砂崩落	(国)482号	B-1	0	0	0.0	S49	遮断装置 1箇所	
46	一般府道	(654号) 井辺平線	京丹後市弥栄町田中 ～川久保	2.8	601	62230	80	120	小田テレメーター(河)	落石 土砂崩落	(国)178号 (国)482号	B-2 C-2	0	0	0.0	S49	遮断装置 2箇所	
一般府道計				6区間	22.5							A-1 B-10 C-4	0	0	0.0		遮断装置 10箇所	
都道府県道合計				27区間	128.8							A-12 B-48 C-10	0	5	39.6		遮断装置 48箇所	

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

令和6年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

京都府(4/4)

図面 対照 番号	道路 種別	路線名	担当 事務所	規制区間		(H27㌦㌦)	規制基準				危険内容	迂回路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度 通行実績 回数	前年度 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
				自 市区 町村字	延長 (km)		規制基準値(mm)		気象等観測所									
							通行注意 時間雨量	通行止 時間雨量										
40	一般府道	(321号) 和東井手線	和歌山県和歌山市上井手 ～田村新田	3.0	544	60650	80	120	井手テレメーター(河)	落石 土砂崩落	なし	B-2	0	0	0.0	S45	交通観測点 59550 遮断装置 2箇所	
42	一般府道	(109号) 福知山山南線	福知山市美穂原 ～兵庫風櫃(穴薬峠)	3.0	1,715	60020	100	150	上豊塞テレメーター(河)	落石 土砂崩落	(国)429号	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	遮断装置 1箇所	
43	一般府道	(561号) 田井中田線	舞鶴市田井～柳尾 (大山峠)	8.0	1,313	61690	120	150	空山テレメーター(河)	落石 土砂崩落 落石欠壊	(府)舞鶴野原港高浜 (市)野原大山	B-2 C-2	0	0	0.0	S52	遮断装置 2箇所	
44	一般府道	(651号) 大宮岩滝線	与謝郡与謝野町大内 (大内峠)	2.7	797	62140	80	120	笠谷橋テレメーター(河)	落石 土砂崩落	(国)176号 (国)312号	B-2	0	0	0.0	S49	遮断装置 2箇所	
45	一般府道	(654号) 井辺平線	京丹後市弥栄町黒部 ～中山	3.0	544	62220	100	150	小田テレメーター(河)	落石 土砂崩落	(国)482号	B-1	0	0	0.0	S49	遮断装置 1箇所	
46	一般府道	(654号) 井辺平線	京丹後市弥栄町田中 ～川久保	2.8	601	62230	80	120	小田テレメーター(河)	落石 土砂崩落	(国)178号 (国)482号	B-2 C-2	0	0	0.0	S49	遮断装置 2箇所	
一般府道計				6区間	22.5							A-1 B-10 C-4	0	0	0.0		遮断装置 10箇所	
都道府県道合計				27区間	128.9							A-12 B-48 C-10	0	5	39.6		遮断装置 48箇所	

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

令和6年度道路通行規制基準へ差し替え

令和5年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

京都府(1/3)

図面 対照 番号	道路 種別	路線名	担当 事務所	規制区間		(H27㌦㌦)	規制条件				危険内容	迂回路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度 通行実績 回数	前年度 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
				自 市区 町村字	延長 (km)		規制条件											
							(通行止)											
1-1	一般国道	175号	中丹西 福知山市牧	6.7	13,572	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-4	0	0	0.0	H17	11150	遮断装置 3箇所			
1-2	一般国道	175号	中丹西 福知山市大江町上野	14.9	4,749	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-4 C-2	2	0	0.0	H17	11180	遮断装置 9箇所			
1-3	一般国道	175号	中丹東 舞鶴市八田	1.7	16,136	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-1	0	0	0.0	H17	11200	遮断装置 1箇所			
11	一般国道	176号	丹後 与謝郡与謝野町石川	2.0	21,884	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水	(府)宮津美久	A-1	0	0	0.0	H24	11260				
2	一般国道	178号	丹後 舞鶴市八田	5.1	7,042	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-1	0	0	0.0	H17	11330				
10	一般国道	163号	山城南 相楽郡笠置町笠置	3.0	9,365	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-2	0	0	0.0	H18	11040				
12	一般国道	482号	丹後 京丹後市弥栄町黒部	1.0	5,937	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水	(府)関人太宮	A-2	0	0	0.0	H24	12180				
国 道 計				7区間	34.4				A-15 C-2	2	0	0.0						

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

上記路線のほか、国道176号の一部についても通行規制を実施

令和6年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

京都府(1/3)

図面 対照 番号	道路 種別	路線名	担当 事務所	規制区間		(H27㌦㌦)	規制条件				危険内容	迂回路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度 通行実績 回数	前年度 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
				自 市区 町村字	延長 (km)		規制条件											
							(通行止)											
1-1	一般国道	175号	中丹西 福知山市牧	6.7	13,572	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-4	0	0	0.0	H17	11150	遮断装置 3箇所			
1-2	一般国道	175号	中丹西 福知山市大江町上野	14.9	4,749	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-4 C-2	2	0	0.0	H17	11180	遮断装置 9箇所			
1-3	一般国道	175号	中丹東 舞鶴市八田	1.7	16,136	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-1	0	0	0.0	H17	11200	遮断装置 1箇所			
11	一般国道	176号	丹後 与謝郡与謝野町石川	2.0	21,884	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水	(府)宮津美久	A-1	0	0	0.0	H24	11260				
2	一般国道	178号	丹後 舞鶴市八田	5.1	7,042	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-1	0	0	0.0	H17	11330				
10	一般国道	163号	山城南 相楽郡笠置町笠置	3.0	9,365	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-2	0	0	0.0	H18	11040				
12	一般国道	482号	丹後 京丹後市弥栄町黒部	1.0	5,937	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水	(府)関人太宮	A-2	0	0	0.0	H24	12180				
国 道 計				7区間	34.4				A-15 C-2	2	0	0.0						

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

上記路線のほか、国道176号の一部についても通行規制を実施

令和6年度道路通行規制基準へ差し替え

令和5年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

京都府(2/3)

図面 対照 番号	道路 種別	路線名	担当 事務所	規制区間		(H27㌦㌦)	規制条件				危険内容	迂回路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度 通行実績 回数	前年度 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
				自 市区 町村字	延長 (km)		規制条件											
							(通行止)											
20	主要地方道	(10号) 大山崎大枝線	乙 副 長岡京市友岡四丁目 (府道友岡地下道)	0.1	13,172	路面冠水深度が1.5cmに達したとき	冠水	(府)西宮高橋 (府)關田長岡京停車場	B-2	0	0	0.0	H25	40420	遮断装置2箇所			
25	主要地方道	(10号) 大山崎大枝線	乙 副 長岡京市三丁目 (調子第二地下道)	0.3	7,054	路面冠水深度が1.5cmに達したとき	冠水	(府)奥海印寺納所 (府)下鴨野長岡京	B-2	0	0	0.0	H26	40410	遮断装置 2箇所			
26	主要地方道	(15号) 宇治市山	山城北 宇治市香山	0.3		路面冠水深度が1.5cmに達したとき	冠水	(府)城陽宇治 (府)宇治淀	B-2	0	0	0.0	H29	遮断装置 2箇所				
21	主要地方道	(25号) 魚沼園部線	南丹 南丹市園部町船岡 (JR船岡駅北側)	0.1	3,041	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		なし	0	0	0.0	H24	41050				
22	主要地方道	(49号) 久美浜宮浦明線	丹後 京丹後市久美浜町高野	0.8	1,717	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		なし	0	0	0.0	H24	41350				
3	主要地方道	(55号) 舞鶴市上東	中丹西 福知山市中 綾部市川赤町 (川赤アUNDERパス)	25.7	1,324 ~3,381	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-1 B-2	2	0	0.0	H17	41610~41650	遮断装置 2.1箇所			
23	主要地方道	(77号) 綾部インター線	中丹東 綾部市川赤町 (川赤アUNDERパス)	0.3	6,361	路面冠水深度が1.5cmに達したとき	冠水		B-2	0	0	0.0	H24	42410				
24	主要地方道	(79号) 伏見御谷高観線	乙 副 長岡京市馬場 (七反田地下道)	0.4	12,754	路面冠水深度が1.5cmに達したとき	冠水	(府)西宮高橋 (府)関田長岡京停車場 (府)奥海印寺納所 (府)下鴨野長岡京	B-2	0	0	0.0	H24	42510	遮断装置 2箇所			
主要地方道計				8区間	28.0				A-1 B-12	2	0	0.0						

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

上記路線のほか、綾部大江宮津線、志高西舞鶴線、舞鶴宮津線の一部についても通行規制を実施

令和6年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

京都府(2/3)

図面 対照 番号	道路 種別	路線名	担当 事務所	規制区間		(H27㌦㌦)	規制条件				危険内容	迂回路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度 通行実績 回数	前年度 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
				自 市区 町村字	延長 (km)		規制条件											
							(通行止)											
20	主要地方道	(10号) 大山崎大枝線	乙 副 長岡京市友岡四丁目 (府道友岡地下道)	0.1	13,172	路面冠水深度が1.5cmに達したとき	冠水	(府)西宮高橋 (府)關田長岡京停車場	B-2	0	0	0.0	H25	40420	遮断装置2箇所			
25	主要地方道	(10号) 大山崎大枝線	乙 副 長岡京市三丁目 (調子第二地下道)	0.3	7,054	路面冠水深度が1.5cmに達したとき	冠水	(府)奥海印寺納所 (府)下鴨野長岡京	B-2	0	0	0.0	H26	40410	遮断装置 2箇所			
26	主要地方道	(15号) 宇治市山	山城北 宇治市香山	0.3		路面冠水深度が1.5cmに達したとき	冠水	(府)城陽宇治 (府)宇治淀	B-2	0	0	0.0	H29	遮断装置 2箇所				
21	主要地方道	(25号) 魚沼園部線	南丹 南丹市園部町船岡 (JR船岡駅北側)	0.1	3,041	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		なし	0	0	0.0	H24	41050				
22	主要地方道	(49号) 久美浜宮浦明線	丹後 京丹後市久美浜町高野	0.8	1,717	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		なし	0	0	0.0	H24	41350				
3	主要地方道	(55号) 舞鶴市上東	中丹西 福知山市中 綾部市川赤町 (川赤アUNDERパス)	25.7	1,324 ~3,381	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠水		A-1 B-2	2	0	0.0	H17	41610~41650	遮断装置 2.1箇所			
23	主要地方道	(77号) 綾部インター線	中丹東 綾部市川赤町 (川赤アUNDERパス)	0.3	6,361	路面冠水深度が1.5cmに達したとき	冠水		B-2	0	0	0.0	H24	42410				
24	主要地方道	(79号) 伏見御谷高観線	乙 副 長岡京市馬場 (七反田地下道)	0.4	12,754	路面冠水深度が1.5cmに達したとき	冠水	(府)西宮高橋 (府)關田長岡京停車場 (府)奥海印寺納所 (府)下鴨野長岡京	B-2	0	0	0.0	H24	42510	遮断装置 2箇所			
主要地方道計				8区間	28.0				A-1 B-12	2	0	0.0						

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

上記路線のほか、綾部大江宮津線、志高西舞鶴線、舞鶴宮津線の一部についても通行規制を実施

改定理由 頁
 令和6年度道路通行規制基準へ差し替え 82

令和5年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

京 都 府 (3 / 3)

区画 対照 番号	路 線 名	担当者 務所名	規 制 区 間		(H27t/Ft)	交通量 台/日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 板	モニ ター	前 年 度 通行止実績		指 定 年 度	備 考 道路交通 遮断装置	
			自 郡市 町村字	町村字 延長 (km)								道路 幅員	道路 幅員			延 時 間
30	(2 0 2 号) 伏見向日線	乙 訓	向日市森本町 (前田地下道)	0.3	13,852	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		B-2	0	0	0.0	H24	交通観測点 60060 遮断装置 2箇所		
31	(2 0 3 号) 志水西向日停車場線	乙 訓	向日市上槇野町 (南小路地下道)	0.2	18,569	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		B-2	0	0	0.0	H24	60070 遮断装置 2箇所		
32	(2 0 4 号) 泉海印寺納所線	乙 訓	長岡京市調子二丁目 (調子地下道)	0.4	11,748	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		B-2	0	0	0.0	H24	60110 遮断装置 2箇所		
34	(4 9 3 号) 西坂豊原線	中丹西	福知山市大江町河守 (KTRアンダーパス)	0.1	445	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		なし	1	1	13.1	H26	61390		
4-1	(5 7 1 号) 西神崎上東線	中丹東	舞鶴市中山	3.0	4,939	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H17	61810 遮断装置 1箇所		
5	(5 6 9 号) 東雲停車場線	中丹東	舞鶴市水間	1.0	540	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H17	61780 遮断装置 1箇所		
4-2	(5 7 1 号) 西神崎上東線	中丹東	舞鶴市油江	3.9	5,307	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	1	0	0.0	H17	61800 遮断装置 1箇所		
33	(6 7 3 号) 浅茂川下回線	丹 後	京丹後市網野町下岡 京丹後市網野町網野	1.3	5,885	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 浜田網野 (国) 178号	なし	0	0	0.0	H24	62500		
一 般 府 道 計			8 区 間	10.2					B-6	2	1	13.1				
都 道 府 県 道 合 計			1 6 区 間	38.2					A-1 B-18	4	1	13.1				

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

上記路線のほか、菅巻牧線、私市大江線、西坂豊原線、二俣三河線、綾部大江線、金河内地頭線、内宮地頭線、西方寺岡田由里線、念仏峠線、東雲停車場線の一部についても通行規制を実施

令和6年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

京 都 府 (3 / 3)

区画 対照 番号	路 線 名	担当者 務所名	規 制 区 間		(H27t/Ft)	交通量 台/日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 板	モニ ター	前 年 度 通行止実績		指 定 年 度	備 考 道路交通 遮断装置	
			自 郡市 町村字	町村字 延長 (km)								道路 幅員	道路 幅員			延 時 間
30	(2 0 2 号) 伏見向日線	乙 訓	向日市森本町 (前田地下道)	0.3	13,852	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		B-2	0	0	0.0	H24	交通観測点 60060 遮断装置 2箇所		
31	(2 0 3 号) 志水西向日停車場線	乙 訓	向日市上槇野町 (南小路地下道)	0.2	18,569	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		B-2	0	0	0.0	H24	60070 遮断装置 2箇所		
32	(2 0 4 号) 泉海印寺納所線	乙 訓	長岡京市調子二丁目 (調子地下道)	0.4	11,748	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		B-2	0	0	0.0	H24	60110 遮断装置 2箇所		
34	(4 9 3 号) 西坂豊原線	中丹西	福知山市大江町河守 (KTRアンダーパス)	0.1	445	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		なし	1	1	13.1	H26	61390		
4-1	(5 7 1 号) 西神崎上東線	中丹東	舞鶴市中山	3.0	4,939	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H17	61810 遮断装置 1箇所		
5	(5 6 9 号) 東雲停車場線	中丹東	舞鶴市水間	1.0	540	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H17	61780 遮断装置 1箇所		
4-2	(5 7 1 号) 西神崎上東線	中丹東	舞鶴市油江	3.9	5,307	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	1	0	0.0	H17	61800 遮断装置 1箇所		
33	(6 7 3 号) 浅茂川下回線	丹 後	京丹後市網野町下岡 京丹後市網野町網野	1.3	5,885	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 浜田網野 (国) 178号	なし	0	0	0.0	H24	62500		
一 般 府 道 計			8 区 間	10.2					B-6	2	1	13.1				
都 道 府 県 道 合 計			1 6 区 間	38.2					A-1 B-18	4	1	13.1				

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

上記路線のほか、菅巻牧線、私市大江線、西坂豊原線、二俣三河線、綾部大江線、金河内地頭線、内宮地頭線、西方寺岡田由里線、念仏峠線、東雲停車場線の一部についても通行規制を実施